入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年８月３日

契約責任者

郵便事業株式会社　財務部門担当執行役員

中城　吉郎

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13

１　工事概要　⑴品目分類番号　41　⑵工事名　富山郵便集中処理施設（仮称）新築工事ほか１件増築工事　⑶工事場所　富山郵便集中処理施設（仮称）：富山県富山市池多1602番10　富山南支店：富山県富山市堀川町257－２外５筆　⑷工事内容　富山郵便集中処理施設（仮称）：用途　郵便施設　工事内容　建築工事：新築敷地面積　約20,190㎡　延床面積　約20,770㎡　構造　鉄骨造（本館・車庫・附属舎）補強ＣＢ造（ゴミ置場・ガバナ室）階数　地上３階（本館）平屋（その他）富山南支店：用途　郵便施設　工事内容　建築工事：増築　敷地面積　約8,920㎡　延床面積　約11,390㎡　構造　鉄骨造（駐輪場）階数　平屋　⑸工期　平成23年９月５日まで　ただし、富山南支店については平成23年８月５日まで　⑹使用する主要な資機材　富山郵便集中処理施設（仮称）：コンクリート約8,330㎥、鉄筋約920ｔ、鉄骨約2,420ｔ、板ガラス約440㎡、低温用電気式ヒートポンプパッケージエアコン14組、ガス式ヒートポンプマルチエアコン室外機37台及び室内機130台、給排風機59台、全熱交換機47台、給水ポンプユニット２台、消火ポンプユニット１台、新設エレベータ４基、油圧リフト１基、屋内キュービクル１基（１Φ変圧器200kVA×３、３Φ変圧器500ＫＶＡ×２、150ＫＶＡ×１）、分電盤（電灯23面、動力33面）富山南支店：コンクリート約810㎥、鉄筋約100ｔ、鉄骨約120ｔ、給排風機16台、分電盤（電灯１面、動力１面）　⑺本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の工事である。⑻本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

２　競争参加資格　次の⑴及び⑵に掲げる要件をすべて満たす単体による参加者（以下「単体参加者」という。）又は、次の⑴から⑶までの要件をすべて満たす者により構成され、かつ⑷の要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。⑴単体参加者及び共同企業体のすべての構成員に求める要件　①次のア、イ及びウに該当しない者であること。ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。イ　次の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。㋐　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者　㋑　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者　㋒　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者　㋓　監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者　㋔　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者　㋕　その他、当社に損害を与えた者　ウ　ア及びイに掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。㋐　当社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者　㋑　当社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者　㋒　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者　②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続の終結を決定した者を除く。）でないこと。③建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に基づく総合評定値の通知（競争参加資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から１年７か月前までの日を審査基準日とするもので、かつ建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成20年１月31日国土交通省令第３号）及び国土交通省告示第85号（平成20年１月31日）に基づくものに限る。）を受けていること。④申込書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、富山県内において、日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止、国土交通省北陸地方整備局又は富山県から指名停止を受けていないこと。⑤上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。⑵単体参加者及び共同企業体の代表者　次に掲げる要件をすべて満たす者であること。①建設業法第27条の29に基づく建築一式工事の総合評定値が1,200点以上であること。②平成12年度以降に元請として完成（資料の提出期限日までに完成、引渡しが済んでいるものに限る。）し入札説明書に示した建物用途の建物で、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上２階建て以上かつ延床面積が10,000㎡以上の新築工事において、建築一式工事の施工実績を１件以上有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。）　③次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者をいう。イ　上記２⑵②と同じ要件（ただし、延床面積については5,000㎡以上と読み替える。）の工事に８か月以上従事した経験を有すること。なお、従事経験した工事は、上記２⑵②の施工実績と異なってもよい。ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。エ　主任技術者又は監理技術者にあっては、資料の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。恒常的雇用関係とは、資料の提出期限日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。⑶共同企業体の代表者以外の構成員　次に掲げる要件をすべて満たす者であること。①建設業法第27条の29に基づく総合評定値が、建築一式工事の場合は1,200点以上、その他の場合は1,100点以上であること。②次の施工実績を有すること。ア　建築一式工事で参加する者　平成12年度以降に元請けとして完成（資料の提出期限日までに完成、引渡しが済んでいるものに限る。）し、入札説明書に示した建物用途の建物で、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上２階建て以上かつ延床面積が5,000㎡以上の新築工事において、建築一式工事の施工実績を１件以上有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限り、共同企業体が互いに異なる工事種別で結成された場合は、建築一式工事を主として施工していること。）　イ　建築一式工事以外で参加する者　平成12年度以降に元請け又はこれに準じる者（設備工事を含む建築工事の請負者と直接契約を締結した者）として完成（資料の提出期限日までに完成、引渡しが済んでいるものに限る。）し、入札説明書に示した建物用途の建物で、延床面積が10,000㎡以上の新築工事において、申請した工事種別で施工した実績を１件以上有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限り、共同企業体が互いに異なる工事種別で結成された場合は、本工事で担当する工事種別の分野を主として施工していること。）。⑷共同企業体は次の要件を全て満たすこと。①構成員の数　２又は３社とする。②結成方法　自主結成とする。③出資比率　共同企業体の構成員のすべてが建築一式工事の場合は、すべての構成員が、構成員数による均等割の10分の６以上の出資比率でなければならない。それ以外の場合は問わない。④代表者の要件　ア　共同企業体の構成員のすべてが建築一式工事の場合　代表者は構成員中出資比率が最大である者とする。イ　上記ア以外の場合　代表者は建築一式工事を担当する者であって、かつ、構成員において決定された者とする。